

(別紙)

新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業における交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件及び都道府県加算ポイントについて

【静岡県が独自に設定する要件及びポイント】

No.	項目		ポイント
1	研修	静岡県が認定する研修機関等で研修を受けた者又は親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）	県の持ち点の5割を左記に該当する者に平均して配分 ^{※1}
2	所得	目標年度 ^{※2} における付加価値額 ^{※3}	県の持ち点の5割を目標年度における付加価値額が高い者から順に1ポイントずつ配分 ^{※4}

- ※1 小数点以下は切り捨てる。切り捨てた点数の合計は「2 所得」の県の持ち点に合算する。
- ※2 事業実施年度の4年後の年度までに行う。
- ※3 「付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費（費用総額に含まれているものに限る。（以下「人件費」という。））」。新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別紙様式第1号の別添1により確認する。
- ※4 県の持ち点が事業実施主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者の合計を上回った場合は、付加価値額が高い者から順に持ち点がなくなるまで追加して1ポイントずつ配分する。県の持ち点が事業実施主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者の合計を下回った場合は、付加価値額が高い者から順に持ち点がなくなるまで配分する^{※5}。
- ※5 付加価値額が同額の者が複数で持ち点が不足する場合は、同順位の者のうち、収入総額の高い者から順に持ち点がなくなるまで（追加）配分する^{※6}。
- ※6 収入総額が同額の者が複数で持ち点が不足する場合は、同順位の者のうち、費用総額が低い者から順に持ち点がなくなるまで（追加）配分する^{※7}。
- ※7 費用総額が同額の者が複数で持ち点が不足する場合は、同順位のうち、人件費が高い順に持ち点が不足するまで（追加）配分する。人件費が同額の者が複数で持ち点が不足する場合は、同順位の者全員に（追加）配分しない。